令和１年度財務三基準判定

（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）

Ⅰ　収支相償の計算

第 1 段階(公益目的事業)　　単位:千円

事業番号	経常収益計	経常費用計	特定費用積立	第一段階の判定
公 1	14,702	16,768		△2,066
公 2	6,007	7,979		△1,972
合計	20,709	24,747		△4,038

第 2 段階(公益目的事業会計全体)　　単位:千円

事業番号	収　入	費　用	第一段階の判定
第 1 段階合計	20,709	24,747	△4,038
共通収益費用	4,429	1,406	3,023
みなし寄付金	0	—	0
合　計	25,138	26,153	△1,015

結果　→　第 1 段階、第 2 段階ともに赤字のため適合

Ⅱ　公益目的事業費率

公益目的事業費　26,153 千円

法人全体の費用　49,874 千円

公益目的事業費率	26,153 千円／49,874 千円＝52.43%

結果　→　50%以上で適合　「みなし費用（電話相談員料）加算」でさらに比率アップ

Ⅲ遊休財産の保有制限

保有制限額　　26,153 千円

遊休財産の金額

40,207 千円（資産合計）

－｛6,007 千円（教育事業資金）＋2,645 千円（建物附属設備・備品の 50%)｝

－｛33,655 千円（負債）-11,322 千円（長期借入金の 50%)｝＝9,222 千円

結果　→　保有制限額以下で適合